

株 主 各 位

(証券コード8771)
2025年6月11日
(電子提供措置の開始日 2025年6月5日)

東京都港区赤坂五丁目3番1号
eGuarantee イー・ギャランティ株式会社
代表取締役社長 江藤公則

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第25回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.eguarantee.co.jp/>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月26日（木曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区紀尾井町4—1
ホテルニューオータニ ガーデンコート 5階「シリウス」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 目的事項

報告事項： 1. 第25期（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監
査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期（自 2024年4月1日至 2025年3月31日）
計算書類報告の件

決議事項： 第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役9名選任の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使
された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせて
いただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後
に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合
は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに
受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様
1名に限らせていただきます。

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い
申し上げます。
2. 書面交付請求の有無にかかわらず株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基
づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査
役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
3. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただ
きます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主のみなさまの重要な権利です。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席される場合



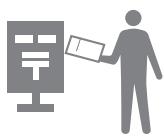
同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時 2025年6月27日（金曜日）午前10時

会 場 ホテルニューオータニ ガーデンコート 5階「シリウス」

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

2. 郵送で議決権をご行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後6時到着分まで

3. インターネットで議決権をご行使される場合



議決権行使ウェブサイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。

行使期限 2025年6月26日（木曜日）午後6時まで

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

<インターネットによる議決権行使のお手続きについて>

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコンから議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内にしたがって行使していただきますようお願いいたします。

議決権行使期限

2025年6月26日（木曜日）午後6時まで



スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2. 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。



3. 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択

↓
画面の案内にしたがつて行使完了です。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

1. 議決権行使ウェブサイトにアクセスする

議決権行使ウェブサイト
<https://evote.tr.mufg.jp/>



2. お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

以降は画面の案内にしたがって賛否を
ご入力ください。

ご注意事項

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

● 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1)郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2)インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。またパソコン、スマートフォンなどで重複して議決権を行使された場合も、同様に最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

【議決権行使サイトの操作方法に関する お問い合わせについて】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

 0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9:00～21:00)

インターネットによるライブ中継のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご覧いただけますよう、以下のとおり株主様向けにインターネットによるライブ中継を行います。

なお、当日の会場撮影は、ご出席株主様のプライバシーに配慮いたしますが、やむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

1. 配信日時

2025年6月27日（金曜日）午前10時から株主総会終了時刻まで

※当日の配信ページは、開始時刻30分前の午前9時30分頃に開設予定です。

2. 視聴方法

(1) 以下のURLまたはQRコードにて視聴用ウェブサイトへのアクセスをお願いいたします。

※視聴用ウェブサイト内にて視聴環境のテストを事前に行っていただけます。
ご活用ください。

視聴用ウェブサイトURL	https://www.fdap.co.jp/shareholders/voter/login
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------



(2) 視聴用ウェブサイトへのアクセス後、以下のIDおよびパスワードのご入力ををお願いいたします。

① ID : 議決権行使書用紙に記載されている「 <u>株主番号</u> 」(8桁の半角数字) <u>※議決権行使書を投函する前に、必ずお手元にお控えください。</u>

②パスワード : eg202506arspd

3. ライブ中継ご視聴にあたっての留意事項

- (1) やむを得ない事情により、ライブ中継を行うことができなくなる可能性がございます。その場合は、当社ウェブサイト (<https://www.eguarantee.co.jp/>) にてお知らせいたします。
- (2) ライブ中継をご覧いただくことは、会社法上、株主総会の出席とは認められないため、議決権の行使やご質問を含めた一切のご発言をお受けすることはできません。議決権は、「書面」または「インターネット」にて事前に行使いただきますようお願いいたします。
- (3) ご視聴は、株主様ご本人に限らせていただきます。
- (4) ライブ中継の撮影・録画・録音・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (5) ご使用のパソコン環境（機種、性能等）やインターネットの接続環境（回線状況、接続速度等）により、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- (6) ご使用の機器やネットワーク環境によっては、ご視聴いただけない場合がございます。
- (7) ご視聴に際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

【ID・パスワードに関するお問い合わせ先】

イー・ギャランティ株式会社

2025年6月27日（株主総会当日）

午前9時～株主総会終了まで

Tel：03-6327-3622

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第25期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、今後の事業展開並びに内部留保の状況等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 37円

総額 1,773,268,179円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役の経営責任をより明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するために、取締役の任期を2年から1年に短縮することとし、現行定款第20条（任期）について所要の変更を行うものであります。

(2) (1)に伴い、任期調整に関する同条第2項を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は、変更部分を示します。）

現行定款	変更後
第1条～第19条（条文省略）	第1条～第19条（現行どおり）
第20条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	第20条（任期） 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 【削除】
第21条～第40条（条文省略）	第21条～第40条（現行どおり）

第3号議案 取締役9名選任の件

現任の取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員し取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	えとうまさのり 江藤 公則 (1975年1月10日生)	1998年 4月 伊藤忠商事株式会社入社 2000年 9月 当社出向 当社ゼネラル・マネージャー兼営業統括部長 2003年 5月 当社経営企画室長兼営業部長 2004年 6月 当社取締役 2005年 4月 当社代表取締役社長 2006年11月 当社に転籍 当社代表取締役社長（現任）	3,151,700株
2	からつひでお 唐津 秀夫 (1955年10月12日生)	1978年 4月 株式会社三井銀行入行 1998年 4月 株式会社さくら銀行大口支店長 2000年 4月 株式会社さくら総合研究所企画部長 2002年 4月 株式会社三井住友銀行日本橋支店長 2003年10月 同行お客さまサービス部長 2006年 4月 ジャパン・ベンション・ナビゲーター株式会社代表取締役社長 2007年 6月 当社社外取締役就任 2009年 6月 当社社外取締役退任 2010年 4月 当社入社 2010年 5月 当社経営管理部長 2010年 6月 当社取締役執行役員経営管理部管掌兼経営管理部長 2012年 1月 当社取締役執行役員経営管理部長 2013年 4月 当社取締役執行役員営業一部長 2015年 4月 当社取締役執行役員営業第一部門長 2016年 1月 当社取締役執行役員経営企画部長 2017年 7月 当社取締役執行役員営業第一グループ長 2019年 7月 当社取締役執行役員営業部門長 2020年 6月 当社常務取締役執行役員営業部門長 2024年 6月 当社取締役副社長（現任）	54,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
3	むらい のぞむ 郵井 望 (1979年11月2日生)	<p>2002年 4月 エヌ・アイ・エフベンチャーズ 株式会社入社</p> <p>2007年 1月 当社入社</p> <p>2007年 4月 当社社長室長</p> <p>2009年 4月 当社経営企画室長</p> <p>2009年 7月 当社執行役員経営企画室長</p> <p>2013年 4月 当社経営管理部長</p> <p>2013年 6月 当社取締役執行役員経営管理部長</p> <p>2018年 1月 当社取締役執行役員経営管理部長兼業務部長</p> <p>2019年 7月 当社取締役執行役員経営管理部長</p> <p>2024年 6月 当社常務取締役執行役員経営管理部長（現任）</p>	477,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
4	ながい　じょうじ 永井 譲次 (1950年4月15日生)	<p>1973年 4月 株式会社埼玉銀行入行</p> <p>1986年 2月 埼玉ファイナンス・イス株式会社出向</p> <p>1991年 4月 株式会社あさひ銀行熊谷西支店長</p> <p>1994年 4月 スイスあさひ銀行株式会社出向</p> <p>1997年 4月 あさひ証券株式会社出向</p> <p>1999年 4月 昭栄保険サービス株式会社出向</p> <p>2002年 5月 昭栄保険サービス株式会社転籍</p> <p>2003年 9月 日本ドレーク・ビーム・モリン株式会社入社</p> <p>2005年 9月 株式会社アスク入社</p> <p>2005年12月 同社監査役</p> <p>2008年 3月 当社入社</p> <p>2008年 4月 当社内部監査室長</p> <p>2011年 6月 当社取締役執行役員業務企画部管掌</p> <p>2012年 1月 当社取締役執行役員リスク管理室長</p> <p>2012年 5月 当社取締役執行役員営業部長</p> <p>2013年 4月 当社取締役執行役員営業二部長</p> <p>2015年 4月 当社取締役執行役員営業第三部門長</p> <p>2016年 1月 当社取締役執行役員営業第一部門長</p> <p>2016年 4月 当社取締役執行役員営業部門長</p> <p>2017年 7月 当社取締役執行役員業務部長</p> <p>2018年 1月 当社取締役執行役員社長補佐</p> <p>2019年 7月 当社取締役執行役員業務部長</p> <p>2023年 3月 当社取締役執行役員社長補佐（現任）</p>	52,400株
5	かの　しゅうじ 鹿野 修司 (1983年5月31日生)	<p>2006年 4月 マルハニチロ株式会社入社</p> <p>2008年 1月 当社入社</p> <p>2012年 1月 当社営業部第六課長</p> <p>2017年 6月 当社執行役員営業第四グループ長</p> <p>2018年 7月 当社執行役員社長室長</p> <p>2020年10月 当社執行役員営業部門長代行</p> <p>2023年 4月 当社執行役員営業第一部長（現任）</p>	83,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
6	くろさわ ひでお 黒澤 秀雄 (1954年6月18日生)	<p>1978年 4月 住友海上火災保険株式会社入社</p> <p>1992年10月 同社金融法人部第二課長兼ダイレクトマーケティング室長</p> <p>2002年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 自動車営業推進部企画特命部長 兼コンプライアンスオフィサー</p> <p>2005年 4月 同社中国本部岡山支店長</p> <p>2008年 4月 同社理事東京企業本部総合営業第三部長</p> <p>2010年 4月 同社執行役員東京企業本部総合営業第三部長</p> <p>2011年 4月 同社執行役員中部本部長</p> <p>2012年 4月 同社常務執行役員中部本部長</p> <p>2013年 4月 MSK保険センター株式会社 代表取締役社長</p> <p>2015年 4月 三井住友海上火災保険株式会社 特別顧問</p> <p>2015年 7月 公益財団法人 自動車リサイクル促進センター業務執行理事</p> <p>2020年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2020年 7月 黒澤コンサルティング合同会社 代表社員（現任）</p> <p>2021年12月 一般社団法人自動車再資源化協力機構 業務執行理事</p> <p>2022年 1月 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団理事（現任）</p> <p>2023年 4月 株式会社タオ 経営顧問（現任）</p> <p>2024年12月 一般社団法人自動車再資源化協力機構 顧問（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職状況)</p> <p>黒澤コンサルティング合同会社 代表社員</p> <p>一般社団法人自動車再資源化協力機構顧問</p> <p>公益財団法人自動車リサイクル高度化財団業務執行理事</p> <p>株式会社タオ経営顧問</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
7	かめい のぶしげ 亀井 信重 (1952年11月20日生)	<p>1975年 4月 株式会社三和銀行入行</p> <p>1996年 5月 同行川崎支店長</p> <p>1999年 5月 同行秘書室長</p> <p>2001年 4月 株式会社UFJホールディングス秘書室長</p> <p>2002年 1月 株式会社UFJ銀行執行役員新宿新都心法人営業第1部長兼任新宿新都心支店長</p> <p>2003年 5月 同執行役員企画部担当法人カンパニー長補佐(東日本地区担当)</p> <p>2004年 5月 同常務執行役員人事部長</p> <p>2004年 7月 同常務執行役員企画部・広報部担当</p> <p>2005年 5月 同常務執行役員企画部・広報部担当、企画部長</p> <p>2006年 1月 株式会社三菱UFJ銀行常務執行役員投資銀行本部副本部長</p> <p>2007年 5月 同常務執行役員営業第二本部長</p> <p>2009年 6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ専務取締役 三菱UFJ信託銀行株式会社取締役</p> <p>2011年 6月 エムエスティ保険サービス株式会社代表取締役社長</p> <p>2016年 6月 三信株式会社取締役社長</p> <p>2017年 3月 東京ベイヒルトン株式会社社外取締役</p> <p>2018年 6月 株式会社星和ビジネスリンク社外取締役</p> <p>2019年 6月 三信株式会社会長</p> <p>2021年 6月 三信株式会社顧問（現任）</p> <p>2021年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">(重要な兼職状況) 三信株式会社顧問</p>	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
8	馬渕 磨理子 (1984年4月27日生)	<p>2011年 4月 株式会社ナチュラルケア・グループ入社</p> <p>2018年 3月 株式会社日本クラウドキャピタル（現株式会社FUNDINNO） ECF アナリスト（現任）</p> <p>2022年 1月 一般社団法人 日本金融経済研究所 代表理事（現任）</p> <p>2023年 6月 当社社外取締役（現任）</p> <p>2023年10月 株式会社ファーストロジック（現楽待株式会社） 社外取締役（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職状況）</p> <p>株式会社FUNDINNO ECFアナリスト</p> <p>一般社団法人日本金融経済研究所代表理事</p> <p>楽待株式会社社外取締役</p>	—
9	堀 貴広 (1961年4月3日生)	<p>1985年 4月 株式会社帝国データバンク入社</p> <p>2002年 6月 同社企画部付課長</p> <p>2007年 4月 同社総務部総務課長</p> <p>2013年10月 同社企總部次長</p> <p>2016年 2月 株式会社帝国データバンク情報システム代表取締役副社長（現任）</p> <p>2018年 4月 株式会社帝国データバンク人事部長</p> <p>2021年 8月 同社執行役員人事部長（現任）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職状況）</p> <p>株式会社帝国データバンク情報システム代表取締役副社長</p> <p>株式会社帝国データバンク執行役員人事部長</p>	—

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏及び堀貴広氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏を東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。3氏の再任が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。また、堀貴広氏が社外取締役に就任した場合、新たに独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。
3. 各取締役候補者の選任理由は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者江藤公則氏は、2005年4月から代表取締役としての職責を担っており、経営に関する最高責任者としてリーダーシップを発揮しております。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を活かすことにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上が期待できるものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (2) 取締役候補者唐津秀夫氏は、金融機関での豊富な経験や経営者としての経験を有してお

り、当社事業を始めとする保証事業の経営全般及び管理・運営に関する知見を有していることから、その経験や知見が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。

- (3) 取締役候補者鈴井望氏は、就任以来、経営企画や経理・財務関連の部門を管掌し、当社事業に関して豊富な業務経験を有しております、その専門性と経験が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (4) 取締役候補者永井謙次氏は、金融機関での豊富な経験を有しております、当社事業をはじめとする保証事業の経営全般及び管理・運営に関する知見を有していることから、その経験や知見が引き続き当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (5) 取締役候補者鹿野修司氏は、当社事業を始めとする保証事業の経営全般及び管理・運営に関する知見を有していることから、その経験や知見が当社の経営に欠かせないものと判断し、取締役候補者といたしました。
 - (6) 取締役候補者黒澤秀雄氏は、長年、損害保険会社において幅広い業務に従事し、保険事業に精通しております、経営経験も豊富に有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (7) 取締役候補者亀井信重氏は、長年、銀行において幅広い業務に従事し、金融事業に精通しております、経営経験も豊富に有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
 - (8) 取締役候補者馬渕磨理子氏は、資産運用業務に従事して培った豊富な経験と、経済アナリストとしての企業分析に関する豊富な見識を有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏はこれまで直接会社経営に関与したことではありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
 - (9) 取締役候補者堀貴広氏は、企業信用調査を行う会社において幅広い業務に従事し、企業の信用調査に関する知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待するため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 各社外取締役候補者に期待される役割の概要は、以下のとおりであります。
- (1) 取締役候補者黒澤秀雄氏には保険事業における幅広い見識や豊富な経営経験を生かし、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から当社の経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
 - (2) 取締役候補者亀井信重氏には金融事業における幅広い見識や豊富な経営経験を生かし、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から当社の経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
 - (3) 取締役候補者馬渕磨理子氏には経済アナリストとしての幅広い見識や豊富な経験を生かし、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から当社の経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
 - (4) 取締役候補者堀貴広氏には企業の信用調査における幅広い見識や豊富な経験を生かし、当社のコーポレートガバナンスの充実・強化に貢献いただくとともに、中長期的な株主価値、企業価値向上のため、独立した立場から当社の経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。
5. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏及び堀貴広氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他財産（取締役としての報酬を除く。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていることもありません。
6. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏及び堀貴広氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準じるものではありません。
7. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏及び堀貴広氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行

者又は役員であったこともありません。

8. 当社は社外取締役として可能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めています。黒澤秀雄氏、亀井信重氏、馬渕磨理子氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間の当該責任限定契約を継続することともに、堀貴広氏との間においても、同氏の選任が承認された場合、同様の契約を締結する予定であります。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

9. 当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が補填されます。違法に利益又は便宜を得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、又は法令、規則もしくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。全ての取締役候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

10. 社外取締役候補者黒澤秀雄氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年であります。社外取締役候補者亀井信重氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって4年であります。社外取締役候補者馬渕磨理子氏の当社社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。

以上

取締役を構成する知識・経験の分布

氏名		企業経営	業界経験 ・知見	投資・ 市場	財務・ 会計	法務・ リスク マネジ メント	人事・ 人材開発	情報 システム
江 藤 公 則 (男性)		○	○		○	○	○	○
唐 津 秀 夫 (男性)		○	○		○			
郵 井 望 (男性)			○	○	○		○	
永 井 讓 次 (男性)			○		○	○		
鹿 野 修 司 (男性)			○					
黒 澤 秀 雄 (男性)	(社外)	○	○					
亀 井 信 重 (男性)	(社外)	○			○		○	
馬 渕 磨理子 (女性)	(社外)			○	○			
堀 貴 広 (男性)	(社外)		○				○	

事 業 報 告

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度の企業倒産件数は前年度比13.4%増加の10,070件（帝国データバンク調べ）となり、負債5,000万円未満の倒産が2000年度以降で最多となるなど、中小零細規模の倒産が増加いたしました。物価高、人手不足、コロナ支援策の縮小などを受け、企業倒産件数は2022年5月以降、35ヵ月連続で前年同月比増加となっており、金利上昇や金融機関の融資姿勢の慎重化、米国の通商政策の影響等により、今後も中小企業を取り巻く経営環境は厳しく、企業倒産件数は増加基調が続く見通しとなっております。

このような環境下、信用リスク保証サービスは引き続き堅調に推移いたしました。市場競争力を向上させるべく、販売提携先を拡充したことなどにより、営業資源の拡大を図ることで新規顧客の取り込みを強化してまいりました。

以上の結果、当連結会計年度末における保証残高は1,885,299,869千円(前年同期比33.4%増加)、保証債務は826,010,006千円(前年同期比9.9%増加)となりました。新規契約の堅調な増加、および既存顧客における保証利用額の増額(保証企業の追加または保証限度額の増額)等により、売上高は10,224,244千円(前年同期比11.6%増加)となりました。上半期を中心として倒産件数の増加に伴った保証履行が増加した結果、売上総利益は7,818,743千円(前年同期比6.1%増加)となりました。また、営業利益5,103,513千円(前年同期比5.2%増加)、経常利益5,203,026千円(前年同期比6.1%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益3,491,021千円(前年同期比7.0%増加)となりました。

当連結会計年度の決算補足説明資料「2025年3月期決算説明資料」は、2025年5月14日（水）に当社ウェブサイトに掲載しております。

(URL) <https://www.eguarantee.co.jp/ir/ir-library/>

※ 上記ウェブサイトの「決算説明会資料」に掲載しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は201,175千円であります。その主な内訳は、基幹システム更新及び周辺ツール開発58,693千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

期別 区分	第22期 自2021年4月1日 至2022年3月31日	第23期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第24期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第25期 (当連結会計年度) 自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高	7,894,566	8,494,895	9,165,092	10,224,244
経常利益	3,760,382	4,231,150	4,902,670	5,203,026
親会社株主に帰属する当期純利益	2,463,201	2,864,580	3,262,825	3,491,021
1株当たり当期純利益	52円92銭	60円68銭	68円60銭	73円10銭
総資産	25,256,073	27,997,897	30,109,022	33,014,129
純資産	19,716,958	21,998,648	24,126,887	26,391,332

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

期別 区分	第22期 自2021年4月1日 至2022年3月31日	第23期 自2022年4月1日 至2023年3月31日	第24期 自2023年4月1日 至2024年3月31日	第25期 自2024年4月1日 至2025年3月31日
売上高	8,171,640	8,682,475	9,552,991	10,866,915
経常利益	3,580,017	4,070,982	4,743,040	5,091,075
当期純利益	2,461,708	2,848,067	3,264,342	3,485,304
1株当たり当期純利益	52円89銭	60円33銭	68円64銭	72円98銭
総資産	23,852,377	26,520,131	28,410,969	31,127,630
純資産	18,328,355	20,509,166	22,339,789	24,358,423

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。

(9) 対処すべき課題

当社グループは、「信用を可視化し、経済を回す」というビジョンのもと、多様な信用リスクの受託をデータ活用により低価格で実現し、信用リスクの受託という金融サービス分野の裾野を拡大すると同時に、より高額な信用リスクやより複雑な信用リスクの受託を可能にすることで当社グループの収益性と競争力を維持し、成長していくことに主眼を置いております。

当社グループが信用リスクの高い多様な債権のリスクを低価格で受託するためには、リスクを回避したいと考えている多くの企業(金融機関等を含む)から信用リスクを受託し、一方で信用リスクを引受け利益を得たいと考えている金融機関等に対して流動化(リスク移転)という形で投資機会を提供する必要があります。そのためには、顧客企業から引受けるリスクに応じて保証料率を細かく設定するなど、柔軟に信用リスク受託を行うことや、引受けたリスクについてスムーズなリスク移転を図るといった、企業間信用リスクの市場としてのマーケットメイク機能の強化が求められています。

信用リスクを委託する側は「少数に集中した、複雑なリスク」をヘッジしたいと考えます。一方、リスク移転先となる金融機関等が引受けたいと考えるリスクは「一定以上の保証規模があり事業として魅力的な収益量が十分に確保でき、かつ多数に分散された、単純なリスク」です。当社グループの役割は、この両者のギャップを埋めることであります。当社グループは、「信用リスクをヘッジしたい契約先(顧客)」と「信用リスクを投資機会として捉え、信用リスクを引受けたいと考えるリスク移転先」のギャップを埋める役割において、一部の信用リスクについては自己保有を行いながら事業規模の拡大を図っていく方針であります。

また、信用リスクの更なる分散により、高額のリスクや複雑なリスクに対する合理的な保証料での保証サービスの提供や、信用度の低い企業に対する信用リスク受託が可能となり、当社グループの競争力の維持向上及び顧客の裾野拡大を実現できると考えております。

当社グループは、これらの機能強化と業務拡大に向けて、以下の課題に積極的に取り組んでまいります。

① 信用リスク受託規模拡大のための既存販売提携先との関係強化及び販売網拡充

マーケットメイク機能の向上という目的のもと、分散に耐えうる大量の信用リスクを契約先から受託するため、既存の販売提携先との関係強化及び新たな販売網を拡大することにより信用リスクの受託規模拡大を図ります。現状、当社グループは本事業分野において最大規模のマーケットシェアを有しており、幅広い販売網を構築していることが競争力の源泉の一つになっていると考えております。当社グループは、既に地方銀行を中心とした全国的な販売網を構築しておりますが、提携先地方銀行との関係をより一層強化していくとともに、地方銀行以外の金融機関や様々な業態の提携先を拡大し、信用リスク保証サービスに限らず周辺事業のサービスにおいても、さらなる販売網拡充に取り組みます。

② 企業の信用情報データベース拡充による審査力強化及びデータベースを活用した事業展開に関する取組み強化

当社グループは、日本国内において最大級の法人向け信用リスク保証会社であり、企業間取引における様々な情報を取得し、膨大な企業の信用情報データベースを保有する日本でも有数のビッグデータ企業であります。日々収集している動的な情報を活用し、信用リスクを定量的・定性的に分析することで、タイムリーかつより柔軟な価格や保証枠の設定を行いながら信用リスク受託に取り組みます。そのために、審査力を更に強化し、引受けた信用リスクの度合いに合わせてセグメント化した価格体系の導入に取り組んでまいります。

さらに、日々増大する信用関連情報のデータベースを活用し、システムにより倒産確率を自動計算することで個社毎に精緻な倒産確率を算出するなど、審査業務の自動化を推進してまいります。

今後は、これらのデータベースビジネスを核とした成長戦略を展開するとともに信用情報データベースを活用した事業展開に関する取組みを強化してまいります。

③ 契約継続率及び増額率の向上

当社のビジネスモデルはストック型であり、新規契約の獲得とともに契約数の増加に伴い既契約の維持及び既存顧客からの増額依頼を増やすことが重要となっております。従いまして、保証機能以外の付加価値を高めることや、既存顧客へのサービス充実等による顧客満足度の向上に取り組んでまいります。また、保証の周辺分野の金融サービスを提案していくことや、顧客からの要望を定期的に収集するプロセス等を用意し、既存顧客との関係強化に取り組み、契約継続率及び増額率の向上を図ってまいります。

④ 契約数の増加に対応するバックオフィス体制の強化及びシステム化の推進

今後の積極的なリスク引受けに伴い、契約数が加速度的に増加することが想定されます。こうした契約数の拡大に対応するため、営業支援体制の強化やITを活用した営業体制の整備などバックオフィス体制の強化に努めます。また、支払遅延などの情報収集力の拡充と審査ロジックの整備、リスクに応じた保証料率の引き上げなどバックオフィス業務のさらなるシステム化を推進してまいります。

⑤ デジタル技術を活用したスムーズなサービス提供の実現

中小企業をターゲットとして、各企業の与信管理のプラットフォームの中核として活用できるWEB商品投入による顧客基盤の拡大や審査データベース拡充を前提とした審査速度の向上を強みとして大企業・中堅企業の事務削減ニーズに対応した顧客システムとの連携体制の促進を進めるなど、異なる事業環境に置かれる様々な企業がリスクを回避したいと思った時に、いつでもどこでも当社グループのサービスを利用できるようサービス全体のデジタル化をより一層進め、付加価値の高いサービスを実現できる環境づくりに努めてまいります。

⑥ 営業資源の増加及び営業活動の効率化による顧客の裾野拡大

今後予想される保証サービスへの需要の高まりに備え、営業人員を増加させ、集中的な研修の実施や標準的な販売方法の導入を行うとともに契約傾向分析から契約に至るパターン分析及び営業の「型」の浸透とデジタル化を進めることで早期戦力化を図り、営業資源の増加に取り組みます。また、営業効率の向上を背景としてこれまで取り込めていなかった新規顧客の取り込みを強化し、企業活動における保証サービスの浸透を図ります。

⑦ 保証対象債権の拡大

企業間取引の信用リスク受託220兆円に加え、クラウドレンディングやクラウドファンディングを含む直接金融252兆円、融資等の間接金融526兆円の分野の保証なども企業間取引のリスク受託の対象とし、保証対象債権の拡大を図ります。また、国内に留まらず海外での保証事業や各国間のリスク引受けの仲介など、総合商社が設立母体となっている強みを発揮し、海外展開も視野に入れてまいります。

⑧ 周辺事業への進出

既存金融機関や多様な企業との協業による債権買取等の資金化ニーズへの対応やリアルタイムの融資可否の判断、入金の管理督促業務、システム連動による取引金額管理など幅広いアウトソーシングニーズに対応したサービス展開を行うことにより、信用情報データベースの利用方法の拡大を通じて新たな価値創造を行います。また、請求書発行事業、M&A仲介をはじめとするマッチング事業など企業間取引の信用リスク受託のノウハウを活用できる周辺分野への参入も視野に入れ、事業規模を拡大してまいります。

⑨ 株主還元強化と資本効率向上

当社グループは、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要な課題の一つと位置付けており、配当性向50%以上を目標としたうえで、増配もしくは配当の維持を行う累進配当を継続して実施する方針としております。また、財務指標としてROE及びROIC20%以上を目標として掲げてますが、更なる株主還元の強化と資本効率向上を目的として継続的かつ機動的な自己株取得を行うべく、2028年3月期末までの間に100億円の自己株式取得を実施することで、目標とする財務指標を達成するとともに、DQEの継続的な向上を目指してまいります。

⑩ 成長投資の拡大

企業間取引のクレジットリスク受託の潜在市場に対する当社グループの現在の浸透度は約10%未満となっており、膨大な市場の開拓余地が存在しております。従いまして、残り約90%以上のマーケット開拓を実現すべく、積極的に営業人材への投資やIT・DX投資を徹底して行います。また、企業間取引のクレジットリスク受託が広く認知されるよう新たな提携先との新商品投入やマーケティング強化により、顧客母集団の拡大を図るとともにブランド構築のための投資も行ってまいります。

(10) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

区分	事業内容
事業法人向け保証サービス	売掛債権を主とした売買契約や請負契約等、事業会社間に生じる商取引上の債権未回収リスクを受託するサービス

(11) 主要な営業所（2025年3月31日現在）

本社：東京都港区

支店：大阪（大阪市）、北海道（札幌市）、名古屋（名古屋市）、九州（福岡市）
東北（仙台市）、北陸（金沢市）、中四国（高松市）、広島（広島市）

(12) 従業員の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
184名	6名（減）	31.6歳	5.9年

（注）従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であります。

② 当社の従業員数

従業員数	前期比増減	平均年齢	平均勤続年数
180名	6名（減）	31.5歳	5.9年

（注）従業員数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員であります。

(13) 重要な親会社及び子会社

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 又 は 出 資 金	当 社 の 出 資 率	主 要 な 事 業 内 容
イー・ギャランティ・ソリューション株式会社	10,000千円	100%	システム開発・保守業務の受託及び不動産の賃貸・管理業務
アールジー保証株式会社	100,000千円	80%	小口売掛債権の保証サービス
イージーペイメント株式会社	100,000千円	100%	代金決済サービスの提供及び不動産の賃貸・管理業務
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社	100,000千円	100%	ベンチャー企業に対する投資、有価証券の取得・保有・運用及び不動産の保有・管理業務
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合（注）	700,000千円	57%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・インベストメント1号匿名組合（注）	285,000千円	82%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ1号匿名組合（注）	500,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ2号匿名組合（注）	100,000千円	55%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ4号匿名組合（注）	100,000千円	50%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ5号匿名組合（注）	375,000千円	60%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ6号匿名組合（注）	500,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ7号匿名組合（注）	500,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ8号匿名組合（注）	200,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ10号匿名組合（注）	200,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）
クレジット・ギャランティ11号匿名組合（注）	200,000千円	51%	信用保証事業（企業の信用リスクへの投資）

(注) 当該匿名組合は、同名の合同会社を営業者とする匿名組合に当社が半数以上を出資しているものであり、当社は議決権を有していないものの、当社が実質的に支配する関係にあるため、子会社としております。

(14) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 62,720,000株
- (2) 発行済株式の総数 47,928,900株（自己株式 2,733株を含む。）
- (3) 株主数 8,045名

（4）大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト 信託銀行株式会社（信託口）	7,144,100株	14.9%
伊藤忠商事株式会社	6,336,800株	13.2%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	4,818,100株	10.0%
江藤 公則	3,151,700株	6.5%
株式会社帝国データバンク	2,870,400株	5.9%
株式会社NTTデータ	1,440,000株	3.0%
GOVERNMENT OF NORWAY	1,332,293株	2.7%
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE USL NON-TREATY CLIENTS ACCOUNT	1,188,400株	2.4%
MSIP CLIENT SECURITIES	888,400株	1.8%
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	752,158株	1.5%

(注) 持株比率は自己株式（2,733株）を控除して計算しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	62,000株	4名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. (4)当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

（6）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価等として交付された新株予約権の状況

回次 (1株当たりの発行価額) (1株当たりの行使価額)	権利行使期間	新株予約権 の個数	目的となる株式 の種類及び数	保有者数
第9回 (423円) (1円)	2014年7月12日 ～2044年7月11日	80個	普通株式 32,000株	4名
第10回 (503円) (1円)	2015年7月11日 ～2045年7月10日	130個	普通株式 52,000株	4名
第13回 (1,028円) (1円)	2017年7月12日 ～2047年7月11日	130個	普通株式 52,000株	4名
第14回 (1,007円) (1円)	2018年5月16日 ～2048年5月15日	130個	普通株式 26,000株	4名
第16回 (1,164円) (1円)	2019年9月21日 ～2049年9月20日	270個	普通株式 27,000株	4名
第17回 (900円) (1,804円)	2022年5月16日 ～2030年10月11日	18,000個	普通株式 1,800,000株	4名
第18回 (700円) (2,266円)	2023年5月15日 ～2033年3月1日	17,350個	普通株式 1,735,000株	4名

(注) 社外取締役及び社外監査役に付与した新株予約権はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価等として当社従業員等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
江 藤 公 則	代 表 取 締 役 社 長	
唐 津 秀 夫	取 締 役 副 社 長	
郵 井 望	常務取締役執行役員 経 営 管 理 部 長	
永 井 讓 次	取 締 役 執 行 役 員 社 長 補 佐	
黒 澤 秀 雄	取 締 役	黒澤コンサルティング合同会社 代表社員 一般社団法人 自動車再資源化協力機構 顧問 公益財団法人 自動車リサイクル高度化財団 業務執行理事 株式会社タオ 経営顧問
亀 井 信 重	取 締 役	三信株式会社 顧問
濵 谷 司 郎	取 締 役	
馬 渕 磨理子	取 締 役	株式会社FUNDINNO ECFアナリスト 一般社団法人 日本金融経済研究所 代表理事 楽待株式会社 社外取締役
山 内 稔 彦	常 勤 監 査 役	
山 岡 信一郎	監 査 役	株式会社ヴェリタス・アカウンティング 代表取締役 社長 山岡法律会計事務所 パートナー 伊藤忠食品株式会社 社外監査役
笠 浩 久	監 査 役	東京八丁堀法律事務所 パートナー

- (注) 1. 取締役黒澤秀雄氏、亀井信重氏、濱谷司郎氏及び馬渕磨理子氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役山岡信一郎氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 監査役笠浩久氏は、弁護士の資格を有し、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 当社は、取締役黒澤秀雄氏、亀井信重氏、濱谷司郎氏及び馬渕磨理子氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、監査役山内稔彦氏、山岡信一郎氏及び笠浩久氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び執行役員等であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により保険期間中に被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。違法に利益または便宜を得たことに起因する損害賠償請求、犯罪行為、不正行為、詐欺行為、または法令、規則もしくは取締法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求は上記保険契約により填補されません。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針を定めており、その概要是次のとおりであります。

当社の取締役報酬は、基本報酬、業績連動型報酬と非金銭報酬で構成されております。基本報酬は取締役の職位に応じて定められた金額をベースに全社及び担当職務の業績評価に基づき、取締役会の決議により一任された代表取締役社長が増減調整し決定しております。業績連動報酬の算定方法は全社業績における経常利益の増減額を勘案して取締役報酬として配分するものとし、その配分の基礎となる取締役の評価については取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定しております。非金銭報酬は、株式報酬型ストック・オプション及び譲渡制限付株式を取締役（社外取締役を除く。）に発行しており、その算定方法は個人別の職位及び報酬の額を基準に一定の割合で取締役報酬として配分するものであり、その割合については取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定しております。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬が全体の20～40%、業績連動報酬が全体の0～40%、非金銭報酬が20～80%としております。なお、社外取締役の報酬は、経営への監督機能を有効に機能させるため、固定報酬のみとしております。

当社においては、取締役会で定められた制度等により、具体的な報酬決定の委任を受けた代表取締役社長の裁量の余地も限定されていることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役報酬等に関する株主総会の決議年月日は2021年6月28日であり、決議内容は年額2億5千万円以内（うち社外取締役は2千万円以内。ただし、使用人兼務取締役に対する使用人分給与は含まない。）としており、当該決議時の取締役は7名（うち社外取締役は3名）です。

これに加えて、上記株主総会で決議された上限額とは別枠で、2014年6月26日開催の株主総会で決議された年額5千万円以内かつ年200個を上限として、株式報酬型ストック・オプションを取締役（社外取締役を除く。）に発行しており、株価変動によるメリットやリスクを株主と共有し、中長期的な企業価値の向上、株価上昇への意欲や士気を高めることを目的としております。なお、当該決議時の取締役（社外取締役は除く。）は5名です。

また、2022年6月28日開催の株主総会で、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進める目的として、現行の取締役の金銭報酬の枠内かつ年額1億円を上限として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することを決議いたしました。なお、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のために発行又は処分される当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）としております。なお、当該決議時の取締役（社外取締役は除く。）は4名です。

監査役の報酬については、2006年10月31日開催の株主総会で決議された、年額5千万円以内の範囲で監査役の協議により決定しております。なお、当該決議時の監査役は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長江藤公則が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

その権限の内容は、取締役の職位に応じて定められた基本報酬に関する職務や役割・責任に応じた増減調整、業績運動型報酬に関する全社業績における経常利益の増減額を勘案した個人別の取締役報酬額への配分割合及び配分の基礎となる取締役の評価、非金銭報酬に関する個人別の職位及び報酬の額を基準にした取締役報酬としての配分割合の決定となります。

これらの権限を委任した理由は、各業務執行取締役の執行状況を評価できる立場にあり、また全社的及び中長期的な観点で適切なバランスで取締役報酬額への配分を決定できると判断しているためであります。

④ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の額は次のとおりであります。

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			人数
		基本報酬	業績運動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	87,553千円 (15,271千円)	47,771千円 (15,271千円)	30,245千円 (-)	9,536千円 (-)	8名 (4名)
監査役 (うち社外監査役)	12,788千円 (12,788千円)	12,788千円 (12,788千円)	-	-	3名 (3名)
計 (うち社外役員)	100,342千円 (28,060千円)	60,560千円 (28,060千円)	30,245千円 (-)	9,536千円 (-)	11名 (7名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役(2名)の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 業績運動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標の内容は、全社業績における経常利益の増減額であり、また、当該業績指標を選定した理由は、経営活動全般の業績を示す経営指標であるためです。

業績運動報酬等の額の算定方法は、全社業績における経常利益の増減額を勘案して取締役報酬として配分するものとし、その配分の基礎となる取締役の評価については取締役会の決議により一任された代表取締役社長が決定しております。

- なお、当事業年度を含む経常利益の推移は1.(8)財産及び損益の状況に記載のとおりです。
 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額であります。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役黒澤秀雄氏は黒澤コンサルティング合同会社の代表社員及び公益財団法人自動車リサイクル高度化財団の業務執行理事であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

取締役馬渕磨理子氏は株式会社FUNDINNOのECFアナリスト及び一般社団法人日本金融経済研究所の代表理事であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役山岡信一郎氏は株式会社ヴェリタス・アカウンティングの代表取締役社長及び山岡法律会計事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役笠浩久氏は東京八丁堀法律事務所のパートナーであります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ② 他の法人等の社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役馬渕磨理子氏は楽待株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

監査役山岡信一郎氏は伊藤忠食品株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	黒澤秀雄	当該事業年度開催の取締役会には17回中17回全てに出席し、保険事業や経営全般に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	亀井信重	当該事業年度開催の取締役会には17回中17回全てに出席し、金融事業や経営全般に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	濱谷司郎	当該事業年度開催の取締役会には17回中17回全てに出席し、企業の信用調査に関する豊富な知識や経験から必要な発言を行っております。
社外取締役	馬渕磨理子	当該事業年度開催の取締役会には17回中17回全てに出席し、資産運用業務に従事して培った豊富な経験と、経済アナリストとしての企業分析に関する豊富な見識から必要な発言を行っております。
社外監査役	山内稔彦	当該事業年度開催の取締役会には17回中17回全てに出席し、保険事業に関する豊富な知識や経験から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	山岡信一郎	当該事業年度開催の取締役会には、17回中14回に出席し、公認会計士としての専門的知見から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	笠浩久	当該事業年度開催の取締役会には、17回中16回に出席し、弁護士としての法的な視点及び幅広い見識から適宜質問し、意見を述べております。また、当該事業年度開催の監査役会には、17回中17回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

⑤ 社外取締役が果たすことが期待される役割に関する職務の概要

社外取締役黒澤秀雄氏は、長年、損害保険会社において幅広い業務に従事していたため、保険事業に精通し、経営経験も豊富に有しております、当該視点から監督機能を果たしていただくことを期待いたしておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

社外取締役亀井信重氏は、長年、銀行において幅広い業務に従事し、金融事業に精通しており、経営経験も豊富に有していることから、その知見及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

社外取締役澁谷司郎氏は、企業信用調査を行う会社において幅広い業務に従事し、企業の信用調査に関する知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

社外取締役馬渕磨理子氏は、資産運用業務に従事して培った豊富な経験と、経済アナリストとしての企業分析に関する豊富な見識を有していることから、その知識及び経験を当社の経営戦略に反映していただくことを期待しておりましたが、当社取締役会において当該視点から積極的な発言をいただくなど、当社の社外取締役として業務執行に対する監督、助言等適切な役割を果たしていただいております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬 22,500千円

当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22,500千円

- (注) 1 当社と会計監査との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項に規定する業務に基づく報酬の額にはこれらの合計額を記載しております。
- 2 監査役会は、会計監査人の過年度の実績をも踏まえ、当事業年度の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、相当と判断し、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を致しました。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

①監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当するときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

②その他監査役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会社法第344条に則り会計監査人の解任又は不再任を株主総会への提出議案といたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要

当社は、2006年5月開催の取締役会において内部統制システムの基本方針を決議し、その後一部を改訂いたしました。基本方針は下記のとおりとなっております。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i) コーポレートガバナンス

- ① 取締役会は、法令、定款、株主総会決議、取締役会規程に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ② 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び「職務権限規程」その他社内規程に従い、当社の業務を執行する。
- ③ 取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要な都度、職務執行の状況を取締役会に報告する。
- ④ 社長直轄の内部監査室を設置して、定期的に実施する内部監査を通じ、すべての業務が法令、定款及び社内諸規程に準拠して適正・妥当かつ合理的に行われているかを調査・検証する。また、その監査結果については社長に報告する。
- ⑤ 監査役は独立した立場から、法令が定める権限を行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携して、「監査役会規程」に則り、内部統制システムの整備・運用状況を含め、取締役の職務執行を監査する。

(ii) コンプライアンス

- ① 社長が任命したコンプライアンス責任者を中心に、「コンプライアンス・プログラム」に従ったコンプライアンスの推進・教育・研修の実施等により、役員及び使用人のコンプライアンス意識の周知徹底及び維持・向上を図る。
- ② 当社の事業に関連する法令等を識別し、その内容を関連部署に周知徹底することにより、法的要件を遵守する基盤を整備する。
- ③ 通報者の保護を徹底した通報・相談システム（社内及び社外の相談窓口）を充実する。
- ④ 当社は反社会的勢力と絶対に付き合わないという代表取締役の信念のもと、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することにより、関係を一切遮断する。また、反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、業務部を対応総括部署とし、警察等関連機関とも連携して対応することにより、いかなる利

益供与も行わない。

(iii) 財務報告の適正性確保のための体制

- ① 財務報告の適正性・信頼性確保のため、別途定める「内部統制基本計画書」に基づき、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を行う。
- ② 内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間保存する。
- (ii) 情報の管理については、情報セキュリティ及び個人情報管理に関する規則・基準等を定めて適切に対応する。
- (iii) 取締役及び監査役がいつでも上記の情報を閲覧できる体制を整備する。
- (iv) 取締役は使用人に対し「文書管理規程」等に従って文書の保存、管理を適正に行うよう指導する。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 経営に重大な影響を及ぼすリスクをトータルに認識、評価する仕組みを整備するとともに、リスク管理に関連する規程・基準を整備し、平時における事前予防体制構築に取り組む。
- (ii) 具体的には、顧客への与信及び保証限度の設定については規程及びマニュアルを整備しリスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組む。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役の効率的な職務執行を確保するため、原則として月1回定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (ii) 「組織規程」「職務権限規程」等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、会社の機関相互の適切な役割分担と連携を確保する。
- (iii) 業務の簡素化、組織のスリム化及びITの適切な利用を通じて業務の効率化を推進する。

(e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (i) 当社は、子会社毎に主管部署を定め、当該主管部署長が当社における子会社管理責任者として当該子会社の経営を指導・管理する義務を負う。

(ii) 子会社管理規程を制定し、子会社管理責任者を通じ、一定の事項について当社の必要な職務権限を有する者による事前承認を求め、又は報告することを義務付ける。また、当社基本方針に基づき、適正な法令遵守体制とリスク管理体制を確立する。

(イ) 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、法第598条第1項の職務を行うべき者 ((ハ) (二) において「取締役等」という。) の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社の取締役会に当社役員が出席することにより、業務執行報告を受け、取締役の職務の執行状況を確認する。

(ロ) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の子会社管理規程において、子会社の経営に関する事項・資本政策・決算・役員人事・財務・事業企画・システム開発・その他重要事項などを当社の経営会議による事前承認事項とし、会計監査人の監査報告を当社の経営会議への報告事項と定めるなど、当社グループ全体でのリスク管理体制を整備する。

(ハ) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ業務の執行状況について定期的な報告を受け、重要案件についてはその内容について当社の経営会議で事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。

(ニ) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は「経営理念」「行動規範」を経営の基本として策定し、当社および子会社はその規模や特性に応じて適切なコンプライアンス体制を構築する。これを実践するため「コンプライアンス・プログラム」に基づき、法令・定款の遵守を図る。

(f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(i) 当社の現状を勘案し、当面特定の監査役補助使用人を設置しないものの、監査役が必要と認めた場合は、取締役と協議の上、使用人を監査役の補助にあたらせることとする。

(g) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i) 監査役の職務を補助すべき使用人の監査役補助業務遂行においては、取締役・内部監査室長等の指揮命令は受けないこととする。また取締役はその独立性に関し、自らも認識するとともに関係者に徹底させる。

(ii) 監査役補助使用人の人事事項については常勤監査役の意見を尊重する。

(h) 監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役補助使用人は、監査役の指示に従い、自らあるいは関連部門と連携して、監査の対象となる事項の調査・分析等を行わなければならない。

(i) 次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

(イ) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

(i) 監査役は、取締役会はもとよりその他経営会議等重要会議に出席することにより経営上の重要事項・業務執行状況等について報告を受ける体制とする。

(ii) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

(iii) 監査役への報告は、誠実に漏れなく行うことを基本とし、定期的な報告に加えて、必要な都度遅滞なく行う。

(iv) 使用人は、監査役に対し直接報告できるものとする。

(ロ) 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制

(i) 監査役は、子会社取締役会に陪席すること等により経営上の重要事項・業務執行状況等に関する実情を把握する。

(ii) 子会社管理規程があり、これに則って必要な報告を受ける。

(iii) 子会社役職員は、必要な都度、監査役に対し直接報告できるものとする。

(j) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

(i) 監査役は、通報内容の機密保持を保障する。

(ii) 必要に応じ、内部情報提供制度（ホットライン）規程等に準じ適切な措置を講ずる。

(k) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 監査役は、独立した立場での監査活動を確保するため、監査役がその職務の執行について会社に対して、上記を請求したときは、会社は当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことはできない。

(ii) 監査役会は、職務遂行上必要な費用について、審議のうえ予算を作成し、会社側担当部署に伝える。また臨時、緊急時の費用については所要の手続きをとる。

- (1) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (i) 代表取締役と監査役会は、相互の意思疎通を図るため、定期的会合を持つ。
 - (ii) 内部監査室は監査役との密接な連携を保ち、監査役監査の実効性確保を図る。
 - (iii) 監査役会は、当社の会計監査人から会計監査内容について適宜説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図る。
 - (iv) 取締役は、監査役の職務遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合、弁護士等外部専門家との連携を図れるよう配慮する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システムの基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (i) コンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンスに関する事例の報告を実施することで、コンプライアンスの重要性を共有する機会を維持するとともに、コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の周知徹底を図っております。
 - (ii) 内部情報提供制度（ホットライン）規程を定め、社内（コンプライアンス責任者）及び社外（顧問弁護士）の相談窓口を明確にしております。
 - (iii) 月に一度、内部統制の継続的な改善にかかる進捗管理会議を実施し、財務報告に係る内部統制を含む全社レベルでの内部統制システムを継続的に評価し、改善を図っております。
- (b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (i) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び文書管理規程等に基づき、定められた期間保存するよう整備を図っております。
 - (ii) 情報の管理については、情報管理規程、関連規則及びマニュアルにおいて情報管理の指針と遵守すべき具体的な事項が示されております。
- (c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) 経営会議にて、当社事業における信用リスク引受け・流動化に関して、リスクマネジメントの観点より、効率良く迅速かつ適切に方針決定・意思決定を実施する体制が整備されております。
 - (ii) 与信管理規程、リスク移転に関する業務手続規程及び流動化マニュアル等、リスク管理に関連する規程・基準・マニュアルを整備し運用の徹底を図っております。
 - (iii) 基準・マニュアル類については適宜見直しをルール化することで規程及びマニュアルを整備し、リスクの洗い出しを行い、リスクの軽減等に取り組んでおります。
- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) 組織規程、職務権限規程等、各種社内規程を整備することにより、取締役の職務権限と担当業務を明確にすることで意思決定の迅速化や業務執行の効率化を図っております。
 - (ii) 機動的な戦略の実行及び執行責任を明確化することを目的として、執行役員制度を導入しており、効率的な意思決定を図っております。
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (i) 子会社管理規程によって子会社の管理に関する指針が明確にされており、子会社の運営管理に関する事項、月次決算及び予実管理に関しては当社経営会議にて報告され、レビューされております。
 - (ii) 子会社の取締役会に当社役員が出席し、報告される業務執行内容について毎月レビューするとともに、重要案件については当社の経営会議で事前に協議を行っております。
- (f) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (i) 監査役の求めに応じ、監査役の職務を補助するための使用人を選任するための体制が整備されております。
 - (ii) 当該使用人の人事事項は、監査役の意見を尊重して決定され、また当該使用人は監査役の指揮命令のみに従うことで、独立性及び当該使用人に対する指示の実効性を確保する体制が整備されております。
- (g) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
- (i) 取締役会、経営会議、代表取締役との会合及び内部監査報告会への出席を通じて経営上の重要事項に関する報告を受ける体制を整備しております。
 - (ii) 経営会議規程に基づき、各決議事項・報告事項等の必要事項が監査役へ報

告されております。監査役は必要な場合は適宜子会社の取締役、監査役より報告を求め、また子会社の取締役会に必要に応じて陪席しており、経営上の重要事項・業務執行状況等を把握しております。

(iii) 使用人が監査役会に直接報告することができるよう監査役会規程を整備しております。

(h) 監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないことを確保するための体制

(i) 監査役へ報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないよう内部情報提供制度（ホットライン）規程を整備しております。

(i) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(i) 監査費用請求権については、監査役会規程により確保されております。

(ii) 監査役会規程の定めにより、監査役会において必要な費用の予算が確保される体制を整備しております。

(j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i) 監査役会規程において代表取締役と定期的な会合を持つことが定められており、定期的な会合が開催されております。

(ii) 監査役会は年3回の会計監査人との会合において当社の会計監査内容等につき説明・報告を受けており、常勤監査役は監査報告会へ出席すると共に、適宜会計監査人との情報交換を行っております。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~

(注) 事業報告中の金額表示は、表示単位未満を切り捨てております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額        | 科 目             | 金 額        |
|-------------------------|------------|-----------------|------------|
| (資 産 の 部)               |            | (負 債 の 部)       |            |
| 流 動 資 產                 | 18,907,097 | 流 動 負 債         | 6,507,514  |
| 現 金 及 び 預 金             | 16,315,316 | 買 掛 金           | 90,494     |
| 売 掛 金                   | 78,454     | 未 払 法 人 税 等     | 1,018,170  |
| 有 價 証 券                 | 300,000    | 前 受 金           | 4,748,132  |
| 前 払 費 用                 | 1,569,664  | 保 証 履 行 引 当 金   | 413,316    |
| 未 収 入 金                 | 260,113    | 預 り 金           | 71,595     |
| そ の 他                   | 383,547    | そ の 他           | 165,805    |
| 固 定 資 產                 | 14,107,032 | 固 定 負 債         | 115,282    |
| 有 形 固 定 資 產             | 1,976,018  | 長 期 未 払 金       | 115,282    |
| 建 物                     | 712,888    |                 |            |
| 車両運搬具                   | 59         |                 |            |
| 器 具 及 び 備 品             | 85,902     |                 |            |
| 土 地                     | 992,361    |                 |            |
| 建 設 仮 勘 定               | 184,805    | 負 債 合 計         | 6,622,796  |
| 無 形 固 定 資 產             | 117,221    | (純 資 産 の 部)     |            |
| ソ フ ト ウ ェ ア             | 117,108    | 株 主 資 本         | 24,206,173 |
| そ の 他                   | 113        | 資 本 金           | 3,975,185  |
| 投 資 そ の 他 の 資 產         | 12,013,792 | 資 本 剰 余 金       | 3,385,185  |
| 投 資 有 價 証 券             | 11,288,851 | 利 益 剰 余 金       | 16,846,869 |
| そ の 他 の 関 係 会 社 有 價 証 券 | 151,438    | 自 己 株 式         | △1,068     |
| 長 期 前 払 費 用             | 1,790      | 新 株 予 約 権       | 157,733    |
| 敷 金 保 証 金               | 231,445    | 非 支 配 株 主 持 分   | 2,027,426  |
| 繰 延 税 金 資 產             | 257,966    | 純 資 產 合 計       | 26,391,332 |
| そ の 他                   | 82,298     |                 |            |
| 資 產 合 計                 | 33,014,129 | 負 債 ・ 純 資 產 合 計 | 33,014,129 |

## 連 結 損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

| 科 目                   | 金 額        |
|-----------------------|------------|
| 売 上 高                 | 10,224,244 |
| 売 上 原 価               | 2,405,500  |
| 売 上 総 利 益             | 7,818,743  |
| 販売費及び一般管理費            | 2,715,230  |
| 營 業 利 益               | 5,103,513  |
| 營 業 外 収 益             |            |
| 受 取 利 息               | 7,669      |
| 有 価 証 券 利 息           | 85,171     |
| そ の 他                 | 10,458     |
|                       | 103,299    |
| 營 業 外 費 用             |            |
| 持 分 法 に よ る 投 資 損 失   | 2,463      |
| 雜 損 失                 | 1,323      |
| 經 常 利 益               | 3,786      |
| 特 別 損 失               | 5,203,026  |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 37,769     |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益 | 5,165,256  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,668,520  |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △118,339   |
| 当 期 純 利 益             | 1,550,180  |
| 非支配株主に帰属する当期純利益       | 3,615,076  |
| 親会社株主に帰属する当期純利益       | 124,054    |
|                       | 3,491,021  |

## 連結株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)  
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

|                     | 株 主 資 本   |           |            |         |            |
|---------------------|-----------|-----------|------------|---------|------------|
|                     | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金      | 自 己 株 式 | 株主資本合計     |
| 当 期 首 残 高           | 3,872,849 | 3,282,849 | 15,024,936 | △964    | 22,179,669 |
| 当 期 変 動 額           |           |           |            |         |            |
| 新 株 の 発 行           | 102,336   | 102,336   |            |         | 204,673    |
| 剩 余 金 の 配 当         |           |           | △1,669,088 |         | △1,669,088 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |           |           | 3,491,021  |         | 3,491,021  |
| 自己株式の取得             |           |           |            | △103    | △103       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |            |         |            |
| 当 期 変 動 額 合 計       | 102,336   | 102,336   | 1,821,933  | △103    | 2,026,503  |
| 当 期 末 残 高           | 3,975,185 | 3,385,185 | 16,846,869 | △1,068  | 24,206,173 |

(単位：千円)

|                     | 新株予約権   | 非 支 配<br>株 主 持 分 | 純資産合計      |
|---------------------|---------|------------------|------------|
| 当 期 首 残 高           | 159,885 | 1,787,333        | 24,126,887 |
| 当 期 変 動 額           |         |                  |            |
| 新 株 の 発 行           | △2,152  |                  | 202,521    |
| 剩 余 金 の 配 当         |         |                  | △1,669,088 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益     |         |                  | 3,491,021  |
| 自己株式の取得             |         |                  | △103       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） | —       | 240,093          | 240,093    |
| 当 期 変 動 額 合 計       | △2,152  | 240,093          | 2,264,444  |
| 当 期 末 残 高           | 157,733 | 2,027,426        | 26,391,332 |

## 連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 15社

##### 連結子会社名

イー・ギャランティ・ソリューション株式会社  
アルジー保証株式会社  
イージーペイメント株式会社  
イー・ギャランティ・インベストメント株式会社  
クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合  
クレジット・インベストメント1号匿名組合  
クレジット・ギャランティ1号匿名組合  
クレジット・ギャランティ2号匿名組合  
クレジット・ギャランティ4号匿名組合  
クレジット・ギャランティ5号匿名組合  
クレジット・ギャランティ6号匿名組合  
クレジット・ギャランティ7号匿名組合  
クレジット・ギャランティ8号匿名組合  
クレジット・ギャランティ10号匿名組合  
クレジット・ギャランティ11号匿名組合

#### (2) 非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

#### (3) 連結の範囲の変更

当連結会計年度からクレジット・ギャランティ10号匿名組合及びクレジット・ギャランティ11号匿名組合を連結の範囲に含めております。これは、当連結会計年度において新たに設立したことによるものであります。

## 2. 持分法の適用に関する事項

### (1) 関連会社の数 1社

関連会社名

クレジット・ギャランティ3号匿名組合

### (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

該当事項はありません。

### (3) 持分法適用の範囲の変更

該当事項はありません。

## 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合、クレジット・インベストメント1号匿名組合、クレジット・ギャランティ5号匿名組合、イー・ギャランティ・ソリューション株式会社、アールジー保証株式会社、イージーペイメント株式会社及びイー・ギャランティ・インベストメント株式会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

連結子会社クレジット・ギャランティ1号匿名組合、クレジット・ギャランティ2号匿名組合、クレジット・ギャランティ4号匿名組合、クレジット・ギャランティ6号匿名組合、クレジット・ギャランティ7号匿名組合、クレジット・ギャランティ8号匿名組合、クレジット・ギャランティ10号匿名組合及びクレジット・ギャランティ11号匿名組合の決算日はそれぞれ、9月末日、2月末日、1月末日、12月末日、12月末日、8月末日、4月末日及び1月末日であります。連結計算書類を作成するに当たっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 資産の評価基準及び評価方法

###### (イ) 有価証券

満期保有目的債券…………償却原価法（定額法）

###### (ロ) その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金…………匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、  
営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を  
匿名組合出資金に加減しております。

###### (ハ) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ

市場価格のないもの…………債務保証に準じた処理

##### (2) 固定資産の減価償却の方法

###### (イ) 有形固定資産…………定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～47年

車両運搬具 2～4年

器具及び備品 3～17年

###### (ロ) 無形固定資産…………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

##### (3) 引当金の計上基準

###### (イ) 保証履行引当金…………保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

###### (ロ) 賞与引当金…………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を計上しております。

##### (4) 収益及び費用の計上基準

当社グループの事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されています。信用保証事業における主な履行義務の内容は、保証契約期間にわたる債権保証行為であり、保証契約期間において履行義務が充足されることから、契約期間均等按分にて収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、信用保証事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益をサービス区分に分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

| サービス区分        | 報告セグメント    |
|---------------|------------|
|               | 信用保証事業     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,516,611  |
| その他の収益        | 707,632    |
| 外部顧客への売上高     | 10,224,244 |

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

|                     | 当連結会計年度   |
|---------------------|-----------|
| 顧客との契約から生じた債権（期首残高） | 81,200    |
| 顧客との契約から生じた債権（期末残高） | 78,454    |
| 契約負債（期首残高）          | 4,481,814 |
| 契約負債（期末残高）          | 4,748,132 |

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

### (重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

#### 保証履行引当金

当連結会計年度末における保証履行引当金は413,316千円であります。

保証債務の保証履行に備えるため、顧客に対する保証履行発生見込額から、金融機関等による保険及び保証による補填見込額を差し引いて保証履行見込額を計上しております。

顧客に対する保証履行発生見込額は、保証債務残高に債務者ごとのリスク分類に応じた倒産確率と保証履行割合を乗じて算定しております。金融機関等による保険及び保証による補填見込額は、金融機関等との保険及び保証債務残高に契約条件による調整を行い、算定しております。

倒産確率は、リスク分類に応じた過去の倒産実績により算定し、保証履行割合は過去の保証限度額に対する保証履行の割合により算定しているため、今後の経済環境の変化等により不確実性を伴い、保証履行見込額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

原材料費の高騰による原価率の上昇、金利上昇による利息負担増、賃上げや人手不足による人件費増などにより収益悪化となる企業数が増加することから、それに伴う倒産数の増加が継続することが見込まれるため、保証履行引当金の算定にあたり、1年程度は倒産数が引き続き増加するとの仮定を置いた上で、合理的な見積りを実施しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- |                                                                                  |                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額                                                                | 442,114千円                                                   |
| 2. 売掛債権保証サービスに係る保証債務                                                             | 826,010,006千円                                               |
| 当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。 |                                                             |
| なお、これに係る保証債務のうち売掛債権保証サービスに係る保証債務 693,449,147千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。 |                                                             |
| 3. 前払費用                                                                          | 主として当社がリスク移転先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係る前払相当額であります。 |
| 4. 前受金                                                                           | 当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受相当額であります。                              |

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数及び自己株式の株式数に関する事項

| 株式の種類           | 当連結会計年度期首  | 増加      | 減少 | 当連結会計年度末   |
|-----------------|------------|---------|----|------------|
| 発行済株式           |            |         |    |            |
| 普通株式(株)<br>(注)1 | 47,690,100 | 238,800 | —  | 47,928,900 |
| 合計              | 47,690,100 | 238,800 | —  | 47,928,900 |
| 自己株式            |            |         |    |            |
| 普通株式(株)<br>(注)2 | 1,870      | 863     | —  | 2,733      |
| 合計              | 1,870      | 863     | —  | 2,733      |

- (注) 1. 発行済株式総数の増加238,800株は、ストック・オプションの行使176,800株及び譲渡制限付株式報酬としての新株の発行62,000株によるものであります。  
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加863株は、譲渡制限付株式の無償取得800株及び単元未満株式の買取63株によるものであります。

## 2. 剰余金の配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

| 決議                       | 株式の種類 | 配当金の総額      | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 2024年<br>6月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,669,088千円 | 利益剰余金  | 35円          | 2024年<br>3月31日 | 2024年<br>6月29日 |

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決議<br>(予定)               | 株式の種類 | 配当金の総額      | 配当金の原資 | 1株当たり<br>配当額 | 基準日            | 効力発生日          |
|--------------------------|-------|-------------|--------|--------------|----------------|----------------|
| 2025年<br>6月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 1,773,268千円 | 利益剰余金  | 37円          | 2025年<br>3月31日 | 2025年<br>6月30日 |

## 3. 新株予約権に関する事項

| 新株予約権の内訳            | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) |           |           |          | 当連結会計年度末残高<br>(千円) |
|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|--------------------|
|                     |                  | 当連結会計年度期首          | 当連結会計年度増加 | 当連結会計年度減少 | 当連結会計年度末 |                    |
| ストック・オプションとしての新株予約権 | —                | —                  | —         | —         | —        | 157,733            |
| 合計                  | —                | —                  | —         | —         | —        | 157,733            |

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、短期的な運転資金及び長期にわたる投資に必要な資金についてすべて自己資金にて調達しております。また、資金運用については、短期運用は預金等、長期運用は国債及び格付けがA-格以上の社債等に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、貸倒れの発生頻度は極めて低くなっております。有価証券及び投資有価証券は、満期保有目的の債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、すべてが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスクの管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について経営管理部が取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付けがA-格以上の社債等を対象としているため、信用リスクは僅少であります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

### 連結貸借対照表計上額、時価及び時価の算定方法

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、含まれておりません。((注) 参照)。また、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

|              | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価         | 差額       |
|--------------|----------------|------------|----------|
| 有価証券及び投資有価証券 |                |            |          |
| 満期保有目的の債券    | 11,583,601     | 11,298,153 | △285,448 |
| 資産計          | 11,583,601     | 11,298,153 | △285,448 |

上記のほか、保証債務があります。保証債務については、期末時点に存在する契約上の保証料と、期末時点に存在する契約につき期末時点で同様の新規契約を実行すると仮定した場合に想定される保証料との差額を割り引いて算定した現在価値を時価としておりますが、当連結会計年度末においては契約上の保証料と、新規契約を実行した場合に想定される保証料とはほぼ近似しているため、上記に記載しておりません。なお、当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受金として期末時点で4,748,132千円計上されています。

### (注) 市場価格のない株式等

(単位：千円)

| 区分    | 当連結会計年度<br>(2025年3月31日) |
|-------|-------------------------|
| 非上場株式 | 5,250                   |

これらについては、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

### 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

| 区分           | 時価   |            |      |            |
|--------------|------|------------|------|------------|
|              | レベル1 | レベル2       | レベル3 | 合計         |
| 有価証券及び投資有価証券 |      |            |      |            |
| 満期保有目的の債券    |      |            |      |            |
| 国債・地方債等      | —    | 1,963,600  | —    | 1,963,600  |
| 社債           | —    | 3,432,143  | —    | 3,432,143  |
| その他          | —    | 5,902,410  | —    | 5,902,410  |
| 資産計          | —    | 11,298,153 | —    | 11,298,153 |

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

当社が保有している社債及びその他の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

( 1 株当たり情報に関する注記)

- |                |          |
|----------------|----------|
| 1. 1 株当たり純資産額  | 505円 7 銭 |
| 2. 1 株当たり当期純利益 | 73円10銭   |

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

~~~~~

(注) 連結計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	14,760,746	流動負債	6,653,924
現金及び預金	10,951,358	買掛金	231,388
売掛金	90,240	未 払 金	244,526
有価証券	300,000	未 払 費 用	19,141
前払費用	1,568,429	未 払 法 人 税 等	1,012,670
未収入金	317,205	前 受 金	4,745,316
その他の	1,533,511	保証履行引当金	229,711
固定資産	16,366,884	預り金	161,595
有形固定資産	549,476	そ の 他	9,574
建物	305,496	固定負債	115,282
車両運搬具	59	長期未払金	115,282
器具及び備品	85,669	負債合計	6,769,206
土地	158,251	(純資産の部)	
無形固定資産	100,874	株主資本	24,200,690
ソフトウェア	100,760	資本金	3,975,185
その他の	113	資本剰余金	3,385,185
投資その他の資産	15,716,533	資本準備金	3,385,185
投資有価証券	11,283,601	利益剰余金	16,841,387
関係会社株式	430,100	その他利益剰余金	16,841,387
その他の関係会社有価証券	3,323,970	繰越利益剰余金	16,841,387
長期前払費用	1,045	自己株式	△1,068
敷金保証金	231,445	新株予約権	157,733
ゴルフ会員権	23,650	純資産合計	24,358,423
繰延税金資産	364,070	負債・純資産合計	31,127,630
その他の	58,648		
資産合計	31,127,630		

損 益 計 算 書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額	
売 上 高		
売 上 高		10,866,915
売 上 原 価		
支 払 保 証 料	2,494,762	
諸 手 数 料	640,751	
保 証 履 行 引 当 金 緑 入 額	231,179	3,366,694
売 上 総 利 益		7,500,221
販売費及び一般管理費		2,672,430
營 業 利 益		4,827,791
營 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,176	
有 価 証 券 利 息	85,171	
匿 名 組 合 出 資 利 益	147,805	
そ の 他	20,901	265,055
營 業 外 費 用		
支 払 利 息	448	
そ の 他	1,323	1,771
経 常 利 益		5,091,075
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	37,924	37,924
税 引 前 当 期 純 利 益		5,053,150
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,660,589	
法 人 税 等 調 整 額	△92,743	1,567,845
当 期 純 利 益		3,485,304

株主資本等変動計算書

(自 2024年4月1日)
(至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	資本剰余金合計
当 期 首 残 高	3,872,849	3,282,849	3,282,849
当 期 変 動 額			
新 株 の 発 行	102,336	102,336	102,336
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
自 己 株 式 の 取 得			
当 期 変 動 額 合 計	102,336	102,336	102,336
当 期 末 残 高	3,975,185	3,385,185	3,385,185

(単位：千円)

	株 主 資 本			新株予約権	純資産合計		
	利益剰余金		自己株式				
	その他利益剰余金	利益剰余金合計					
	繰越利益剰余金						
当 期 首 残 高	15,025,170	15,025,170	△964	22,179,904	159,885 22,339,789		
当 期 変 動 額							
新 株 の 発 行				204,673	△2,152 202,521		
剰 余 金 の 配 当	△1,669,088	△1,669,088		△1,669,088	△1,669,088		
当 期 純 利 益	3,485,304	3,485,304		3,485,304	3,485,304		
自 己 株 式 の 取 得			△103	△103	△103		
当 期 変 動 額 合 計	1,816,216	1,816,216	△103	2,020,786	△2,152 2,018,634		
当 期 末 残 高	16,841,387	16,841,387	△1,068	24,200,690	157,733 24,358,423		

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

- (イ)満期保有目的債券……………償却原価法（定額法）
- (ロ)子会社株式……………移動平均法による原価法
- (ハ)その他の関係会社有価証券

匿名組合出資金……………匿名組合が獲得した純損益の持分相当額について、
営業外収益又は費用に計上するとともに、同額を匿名組合出資金に加減しております。

(2) デリバティブ

クレジット・デフォルト・スワップ
市場価格のないもの……………債務保証に準じた処理

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定額法または定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～47年
車両運搬具	2～4年
器具及び備品	3～17年

(2) 無形固定資産……………定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 保証履行引当金……………保証債務の保証履行に備えるため、金融機関等による保険及び保証によって補填されていない保証債務について保証履行見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に対する賞与支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき金額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の事業は、「信用保証事業」のみの単一セグメントにより構成されております。信用保証事業における主な履行義務の内容は、保証契約期間にわたる債権保証行為であり、保証契約期間において履行義務が充足されることから、契約期間均等按分にて収益を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税等は、発生年度の費用として処理しております。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表（収益認識に関する注記）2. 収益を理解するための基礎となる情報に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。

当年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下の通りです。

保証履行引当金

当事業年度末における保証履行引当金は229,711千円であります。

金額の算出方法は、連結注記表（重要な会計上の見積り）の内容と同一であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 368,887千円

2. 売掛債権保証サービスに係る保証債務 826,010,006千円

当社は営業活動として保証契約先から売上債権の保証の引受けを行っており、上記売掛債権保証サービスに係る保証債務は当社が提供している保証枠の金額を記載しております。

なお、これに係る保証債務のうち、売掛債権保証サービスに係る保証債務 792,647,436千円については、金融機関等による保険及び保証によって補填されております。

3. 関係会社に対する金銭債権債務 未収入金 84,898千円

その他流動資産 1,494,230千円

買掛金 177,142千円

未払金 133,887千円

その他流動負債 90,130千円

4. 取締役・監査役に対する金銭債務 長期未払金 115,282千円

(役員退職慰労未払金)

5. 前払費用 主として当社がリスク移転先に支払う保証料（支払保証料）及び代理店に支払う紹介料（諸手数料）に係る前払相当額であります。

6. 前受金 当社が保証契約先から受取る保証料に係る前受相当額であります。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	996,927千円
売上原価	1,548,641千円
販売費及び一般管理費	47,547千円
営業取引以外の取引	20,693千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株) (注)	1,870	863	—	2,733
合計	1,870	863	—	2,733

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加863株は、譲渡制限付株式の無償取得800株及び単元未満株式の買取63株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 總延税金資産の主な発生原因別の内訳

總延税金資産

未払事業税	54,930千円
保証履行損失	50,411千円
保証履行引当金	70,337千円
長期未払金	36,337千円
匿名組合出資金	56,767千円
前受金	56,022千円
その他	75,600千円
計	400,407千円
評価性引当額	△36,337千円
總延税金資産合計	364,070千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異原因

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による總延税金資産及び總延税金負債の金額の修正

2025年3月31日に「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が公布され、2026年4月1日以後開始する事業年度より防衛特別法人税が課されることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度において解消が見込まれる一時差異については、總延税金資産及び總延税金負債を計算する法定実効税率は30.6%から31.5%に変更されます。

なお、この変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(法人)	伊藤忠商事㈱	(被所有)直接13.2	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	33,715 (745,000)	前受金	1,826

(注) 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

2. 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	クレジット・リンク・ファンド1号匿名組合	直接57.1	売上債権の被保証等	支払保証料(保証残高)(注)1	24,999 (8,177,500)	買掛金	2,623
子会社	クレジット・インベストメント1号匿名組合	直接82.5	売上債権の被保証等	支払保証料(保証残高)(注)1	143,680 (52,011,783)	買掛金	43,104
子会社	クレジット・ギャラント1号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(保証残高)(注)1	152,785 (60,213,598)	買掛金	13,583
子会社	クレジット・ギャラント2号匿名組合	直接55.0	売上債権の被保証等	支払保証料(保証残高)(注)1	48,414 (18,352,031)	買掛金	3,957
子会社	アールジー保証㈱	直接80.1	売上債権の保証等	受取保証料(保証残高)(注)2	4,800 (63,950)	売掛金	296
子会社	イージーペイメント㈱	直接100.0	売上債権の保証等 資金の預入	受取保証料(保証残高)(注)2 資金の預入 受取利息(注)3	2,064 (4,854,000) 600,000 2,868	売掛金 預け金 未収利息	574 600,000 871

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	イー・ギャランティ・ソリューションズ(㈱)	直接100.0	資金の預入システム開発	資金の預入受取利息(注)3	390,000 1,944	預け金未収利息	390,000 924
子会社	イー・ギャランティ・インベストメント(㈱)	直接100.0	資金の預入	資金の預入受取利息(注)3	500,000 1,751	預け金未収利息	500,000 1,563
関連会社	クレジット・ギャラントリィ3号匿名組合	直接49.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	378,609 (81,339,606)	買掛金	36,247
子会社	クレジット・ギャラントリィ4号匿名組合	直接50.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	40,542 (15,431,068)	買掛金	4,431
子会社	クレジット・ギャラントリィ5号匿名組合	直接60.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	166,437 (72,927,974)	買掛金	16,060
子会社	クレジット・ギャラントリィ6号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	147,192 (74,116,783)	買掛金	14,830
子会社	クレジット・ギャラントリィ7号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	138,249 (35,133,542)	買掛金	12,091
子会社	クレジット・ギャラントリィ8号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	155,031 (48,702,943)	買掛金	12,673
子会社	クレジット・ギャラントリィ10号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	149,573 (41,744,151)	買掛金	14,412
子会社	クレジット・ギャラントリィ11号匿名組合	直接51.0	売上債権の被保証等	支払保証料(被保証残高)(注)1	3,125 (12,683,416)	買掛金	3,125

- (注) 1. 当社が受けている保証サービスによるものであります。また被保証残高については、当社が受けている保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
2. 当社の保証サービスの提供によるものであります。また保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。
3. 受取利息の取引条件については、市場金利を勘案して決定しております。

3. 主要株主の子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主の子会社	エネクスフリート㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	65,000 (10,391,100)	前受金	21,666
主要株主の子会社	イートピアホーム㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	7,735 (5,000,000)	前受金	4,800
主要株主の子会社	シーアイマテックス㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	30,898 (4,929,000)	売掛金	4,621
主要株主の子会社	伊藤忠エネクス㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	54,362 (3,815,900)	前受金	44,940
主要株主の子会社	コンバースジャパン㈱	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	18,000 (3,462,500)	前受金	80
主要株主の子会社	その他9社	—	売上債権の保証等	保証売上(保証残高)(注)	49,862 (5,072,300)	前受金	26,087

(注) 当社の保証サービスの提供によるものであります。保証残高については、当社が提供している保証枠の金額を記載しております。取引条件については、当社と関係を有さない第三者と同様の条件によっております。

4. 役員及び個人主要株主等
該当事項はありません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	504円96銭
2. 1 株当たり当期純利益	72円98銭

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

退職給付制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用に関する事項

確定拠出年金への掛金拠出額	21,407千円
---------------	----------

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

(注) 計算書類中の記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤治郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村広樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、イー・ギャランティ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月14日

イー・ギャランティ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤治郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 大村広樹
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、イー・ギャランティ株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合は、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線またはインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役、内部監査室その他の使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の構築及び運用の状況について監視及び検証いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）」に関する報告を受けました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月22日

イー・ギャランティ株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 山内 稔彦 印

社外監査役 山岡 信一郎 印

社外監査役 笠 浩久 印

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区紀尾井町4—1
ホテルニューオータニ ガーデンコート 5階
「シリウス」



(交通のご案内)

- 東京メトロ丸ノ内線・銀座線赤坂見附駅 (D紀尾井町口)
- 東京メトロ半蔵門線・南北線永田町駅 (7番口)
- 東京メトロ有楽町線麹町駅 (2番口)
- 東京メトロ丸ノ内線・南北線四ツ谷駅 (1番口)
- JR中央線・総武線四ツ谷駅 (麹町口・赤坂口)